

官報 号外

平成八年十二月十六日

○第三百九十九回 参議院 會議録 第五号

平成八年十二月十六日(月曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第五号

平成八年十二月十六日

正午 本会議

第一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
日程第一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
両案について提出者の趣旨説明を求めます。藤本農林水産大臣。

〔國務大臣藤本孝雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(藤本孝雄君) ただいま議題となりました農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

農協系統は、農業者の協同組織として、農業の

平成八年十二月十六日 参議院會議録第五号

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

振興や農村地域の活性化に大きな役割を果たしてきたところであり、近年、農業農村をめぐる状況が大きく変化の中で、農協は、これまで以上に農業者に対して良質のサービスを低コストで提供できるよう、経営体質を改善することが求められております。特に、信用事業につきましては、金融の自由化等が急速に進展する中で、一層の事業機能の強化と効率化、健全化を図っていくことが急務となっております。

このような状況を踏まえ、信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革を推進するため、この二法案を提出した次第であります。

まず、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

農協系統の事業・組織の改革の一環として、都道府県連合会と全国連合会の統合による組織二段階の推進が大きな課題となっておりますが、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会の統合は、現行法上できないこととなっております。

このため、この法律案では、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会につきましても合併及び事業譲渡を行うことができるようにすることとし、これに伴う所要の手續を定めることとしております。

次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業協同組合法を改正し、農業協同組

合の業務執行体制の強化、自己資本・内部留保の充実、監査体制の強化等を行うこととしたしております。さらに、農協貯金の健全な運用に資するため、資金運用規制を緩和することとしております。

第二に、農業協同組合合併助成法を改正し、農業協同組合の合併経営計画の認定期限を平成十三年三月三十一日まで延長することとしております。

第三に、農林中央金庫法を改正し、非居住者向け貸し出しの規制緩和等を行うこととしております。

このほか、農業信用保証制度の充実を図るなど、農協改革に関連して関係法律の規定を整備することとしております。

以上、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案及び農業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。高橋令則君。

〔高橋令則君登壇、拍手〕

○高橋令則君 平成会の高橋でございます。

平成会を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案並びに農業協同組合法等の一部を改正する法律案について、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

このいわゆる農協改革二法案は、さきの通常国会における審議等を通じて明らかになった農協系統の問題、特に、信用事業の抱える課題に緊急に対処するためその組織及び事業の改革を推進しようとするものであり、その趣旨とするところは基本的に理解できるところであります。

すなわち、住専問題の国会審議を通じて、農協系統金融機関の経営における専門的、効率的な業

務処理能力の不足、自己責任の不徹底、リスク管理の不十分といった問題点が次々と明らかにされました。

我が国農業農村における農協の役割の重要性並びにこれらを取り巻く現下の厳しい情勢に鑑み、これらの問題は早急に解決されなければならぬものであり、そのために所要の改革が速やかに推進されなければなりません。

しかしながら、当面するこれらの問題の背景にはより深刻な構造的な問題があり、それに対する冷徹な認識と今後に対する確かな展望がなければ、理念なき対症療法的な改革にとどまってしまうおそれのないのであります。

現在、我が国農業農村は、社会経済構造の激しい変化の波にさらされており、農協もまた、貿易自由化、食糧制度の改革、金融自由化の影響をもろに受けてその存立の基盤が脅かされております。農業基本法の抜本的な見直しの必要性が叫ばれ、現にその取り組みが進められていること、それに伴って関係法の大規模改正が想定されることも当然と申せましょう。まさに構造的な改革が必要とされる時期に立ち至っているのであります。

そこで、まず我が国農業農村の抱える課題に対する認識と今後の展望並びにこれを前提とする農政の基本方向について、総理の御所見をお伺いいたします。

また、我が国農業農村における農協の位置及びその果たすべき役割について、農林水産大臣の御見解をお聞かせください。

次に、住専に関してありますが、前段述べましたように、これによって露呈した農協系統金融機関の経営上の欠陥は重大かつ深刻なものであります。今年度予算で六千八百五十億円の血税が住専問題処理のために投入されましたが、住専問題を包含金融危機は、今なおノンバンクやゼネコンの経営危機が取りざたされるなど、到底解決したとは思われません。

住専処理の現状と見通し並びに不良債権等によ

る金融危機の現状認識、さらに金融機関が破綻した場合の処理の方法、そして農協が破綻した場合にどうするか、このようなことについて大蔵大臣並びに農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

以上の点を前提として、以下二法案の内容についてお尋ねいたします。

第一に、農協の組織のあり方についてであります。

今回提出されている二法案の根底に、単協の合併を促進し、現在の三段階組織を二段階にすることにより、組織をスリムにし、経費の節減と経営の機動化を図り、農協の経営危機を打開しようとするねらいがあることは明らかであります。

しかしながら、昭和三十六年の農協合併促進法の施行以来今日まで三千件を超える合併が行われているにもかかわらず、農協の職員数はむしろ増加しており、合併が果たして真の経営合理化につながるかどうか大いに疑問があります。

また、信用事業、共済事業にとどまらず、経済事業を含めて関連組織を廃止することは、地域性を生かした事業展開を妨げることになるのではないかと、さらには、広域にわたる合併農協では、営農指導等農業者に密着した農協本来の事業が手薄になり、農業者の組合員意識の希薄化を招き、農家の農協離れを促進するものではないかといったことが懸念されます。合併による規模の利益と効率性の向上というメリットは理解しながらも、他面このような懸念が現実のものとなれば、農協の存立基盤を揺るがすものとなりましょう。

J Aグループは去る七月、J A改革の取り組み方針を定め、J A統合連合組織の組織二段、労働

生産性三〇%向上を実現するための職員数五万人削減等の目標を定めました。

総理は、さきの国会において農林系統金融機関について、「これを機に、農林系金融機関の事業、組織のあり方につきましても抜本的な見直しを行い、大胆なリストラを進めていくことが必要であると考えております」と表明されました。

総理はこのJ Aの改革案をどのように評価されますか。すなわち、これが総理の表明された事業・組織の抜本的な見直し、大胆なリストラに合致し、必要かつ十分なものと思われますか。御見解をお伺いします。

また、単協の広域合併及びいわゆる組織二段の推進に伴ってさやかれる懸念や懸念について、農林水産大臣はどのように思われ、かつ対処されますか。あわせて、目標年次までの実現の見通しをお聞かせください。

第二に、業務執行体制の強化についてであります。

近年、農協の事業の高度化、専門化が進み、これに対処できる業務執行体制の強化が求められております。特にも、高い社会公共性を持つ信用事業における経営専念体制の整備は急務であり、このたびの改正案による常勤役員・兼業・兼業の制限はその趣旨に即するものと理解するものでありますが、具体的にどのような形態の兼業・兼業が制限されるのか。また、例外とされる「行政庁の認可を受けた場合」とはいかなる場合か。国、地方自治体の各級議員は制限の対象となるのか、これを明らかにしていただきたいのであります。

次に、経営管理委員会制度の選択的導入についてであります。いわば組織と経営の分離という

画期的な試みとしては評価できるものの、その実現、活用の見通しについては疑問が残るところであります。

すなわち、これまでも学識経験を有する員外理事が認められており、平成四年の農協法改正ではそれが理事定数の三分の一に拡大されているのであります。しかるに、現在、員外常勤理事は一人当たりわずか〇・一人にとどまっており、現行制度のねらいはほとんど達成されていないのが実情であります。

このようなことでは、せっかくの経営管理委員会制度も画餅となりかねません。実現の見通しについて、屋上屋とならない適切な運用の工夫など導入後の指導のあり方を含めて、農林水産大臣にお尋ねいたします。

第三に、監査体制の強化についてであります。

このたびの改正案では、信用事業を行う農協については員外監事及び常勤監事を必置すること、さらに一定規模以上の農協については中央会の監査を義務づけることとされ、中央会はその監査に關し公認会計士と契約することになっております。

しかし、六月に成立した金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律により、信用金庫、労働金庫、信用協同組合等には会計監査人による外部監査が導入されており、これに比して後退した印象はぬぐい得ないのであります。また、地方制度調査会は去る十日、都道府県、政令指定都市、中核市に外部監査を義務づけることを柱にした監査制度の具体策をまとめたとしております。

会計監査人による外部監査を導入しなかった理由は何か、改正案で外部監査と果たして同等の効

果が期待できるのか、そのための措置をどのように講じようとしているのか、農林水産大臣にお尋ねいたします。

第四に、監督・検査体制の充実についてであります。

住専問題は、そのあり方についても反省を迫るものであります。このことは、国会審議の経過、そして金融制度調査会金融システム安定化委員会の審議報告において、「特に、農協系統金融機関については、不動産業向け融資の総量規制が行われた前後において、その融資が増加している。一方、行政当局も、住専は預金取扱金融機関とは異なるものであるが、住専の急激な事業者向け融資への傾斜に十分な指導を行えなかった」と記されていることから明らかであります。

大蔵省及び農林水産省の監督・検査体制の充実をどのように図っていくのか、都道府県についてはどうするのか、また、現在大蔵省改革の一環として論議されている金融検査の一元化との関係はどうなるのか、総理並びに大蔵大臣及び農林水産大臣の御見解をお伺いします。

第五に、資金運用規制の緩和についてであります。

改正案では、農協については員外貸出しの割合及び対象の拡大、農林中金については資金運用規制の緩和を行うこととされておりますが、これによって住専等のような特定業種への資金集中が再び生じないか、非居住者向けの業務を拡大することは協同組合原則との関連において問題が生じないか、また、資金運用能力が果たして十分かどうかの懸念のあることも指摘されるところであります。

農林中金については、系統金融機関としての特典を享受しながら、他業態と同様の運用を行うことが金融秩序の面から見て問題がないのかという疑問もあり、このような点について、大蔵大臣並びに農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

第六に、資金の農業分野への活用についてであります。

このたびの信用事業の危機は、平成六年度末で農協二七・八％、信連一九・九％、農林中金四〇％という他業態に比して異常に低い貯蓄率に招き寄せられたものと言つて決して過言ではありません。それが第五で触れた資金運用規制緩和の必要性に結びついてくるのであります。しかしながら、協同組合金融本来のあり方からして、農業貸し出しの拡大が最も重要であることは改めて申し上げるまでもありません。そのための工夫、努力は果たして十分なのであるまいしょうか。

農業法人あるいは生産組織に対する運用資金の貸出体制の充実、農村の高齢者福祉対策への資金活用等を指摘する声があります。さらには、JA資金が不足の時代には確かに財政資金を原資とする公庫融資は意味があったが、JA資金が資金運用策に苦慮しなければならぬような時代には、政策融資の原資にJA資金を充てることも信用事業の安全性を優先させながらの拡充策として検討されているのではないかとする意見もあります。これらについて、農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に、この二法案は、政治、行政による農協改革のためのいわば環境条件の整備という性格のものであります。

農協改革の中身は、農協自身がみずからの課題

として自主的、主体的にこれに取り組み、具体化していくべきものであります。農協改革の成否は、結局、当事者である農協自身の取り組みいかんにかかっていることを強調しておきたいと思ひます。

私ごとになりますがありますが、岩手の山深い里において先祖代々農業を営んできた家に生をうけ、今なおその地を住まいとする者として、我が国農業の発展を願ひ、その原動力の一つである農協の回生を祈る心情のまことに切なるものであることを申し上げます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 高橋議員にお答えを申し上げます。

昨年のAPEC経済首脳宣言の中にもございしたように、二十一世紀を考えました場合に、我々は食糧問題に懸念なしとしておりません。言いかえれば、我々自身が今後を考えますとき、食糧自給率をいかに維持していくか、そうした懸念が必要であることは間違いないところであります。

その上で議員から、我が国の農業農村の抱える課題、また、それに対しての認識というお問い合わせをいただきました。

現在、覆いがたい問題として、担い手の減少、高齢化、過疎化、さらにWTO体制のもとでの国際化などの課題が山積いたしております。こうした諸課題に対応しながら新たな基本法の検討を進める中におきまして、農業を魅力のある産業として確立をし、活力ある農村地域を実現するために各般の施策を展開してまいりたいと思ひます。

次に、今回の農協の示した改革についてのお尋

ねがございました。

信連と農林中金の統合といった組織の再編と業務執行体制の強化など経営の健全化、効率化策を盛り込んでおり、農協系統の事業・組織の抜本的な改革だと私は思ひます。

御審議いただいております法律案により、農協系統の改革が本格的に進むことを心から願っております。

次に、検査実施率の向上などこの体制の整備に努めていくとともに、都道府県にも同様の指導を行ってまいりたいと考えております。

また、金融の検査・監督につきましては、農協等を含め一元的に所掌する機関が望ましいと考えておりますが、いづれにいたしましても、現在、金融の監督及び検査体制のあり方につきましては与党三党においての検討が進められており、我々は、与党とも十分御相談をしながら、先般の政策合意を踏まえて早期に具体的な成果が得られるよう努力してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農協の役割についてのお尋ねでございますが、農協は、御承知のように、農業者の協同組織として農業農村の振興に重要な役割を担っているものと考えております。

次に、農協の破綻についてのお尋ねであります。農協につきましても、他の金融機関と同様、自己責任という原則のもとで経営の健全化を図っていくことが必要であると考えております。農協

が経営困難に陥った場合でも、それぞれの経営内部での適切な処理を基本とした上で、必要な場合には貯金保険制度の活用等により貯金者保護と信用秩序の維持を図ってまいらる考えであります。

次に、単協の広域合併及び組織二段についての御尋ねであります。組織再編は、これを契機として組織のスリム化と事業能力の向上などを行うことをねらいとしているものであります。また、実現の見通しにつきましては、今回の改正によりまして組織再編に向けて大きく前進するものと考えております。

次に、役員・兼職・兼業の制限についてのお尋ねであります。その運用につきましては、他の金融業態の運用を踏まえて検討することとしております。

次に、経営管理委員会制度についてのお尋ねであります。この制度は、協同組織性を踏まえ、的確なマネジメントを行うことをねらいとしておりまして、制度の普及と適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、監査体制についてのお尋ねであります。これを強化するために、監査のノウハウを有し、監査士資格者が千三百人いる中央会監査を公認会計士の関与によりましてさらにレベルアップをした上で、中央会監査を農協に義務づけることとしたしております。

次に、農協に対する監督・検査についてのお尋ねであります。検査実施率の向上などその体制整備に努めたいと考えております。都道府県も同様の対応が必要と考えております。

また、先ほど総理からの御答弁にもございまし

たが、金融の監督・検査体制のあり方につきましては、現在、与党を中心として議論が行われているところでございます。その動きを私も注視意深く見守っております。

次に、資金運用規制の緩和についてのお尋ねであります。農協につきましても、業務執行体制、監督体制の強化などにより資金運用能力を向上させていく必要があると考えております。また、農林中金につきましても、協同組織としての性格を踏まえまして、非居住者貸し出しの拡大等、可能な範囲の措置を講じてまいりたいと思っております。

最後に、資金の農業分野への活用についてのお尋ねであります。系統金融の中心的機能は、御承知のように、農業農村への資金供給であります。これを十分に発揮していく必要があると考えておるわけでございます。また、系統資金の制度資金への活用につきましては、民間資金としての性格などから、一定の限度があるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 住専処理の現状や金融危機の現状認識及び金融機関の破綻処理への対応についての御尋ねでございますが、まず住専処理については、住宅金融債権管理機構の立ち上げ段階の諸手続がほぼ完了いたしまして、本格的な回収段階に入っているところであります。今後とも預金保険機構と一体となりまして強力かつ効率的な回収の成果を上げ、国民負担の軽減につながってまいりますよう政府としても積極的に支援してまいります所存でございます。

次は、農協系統金融機関に対する監督・検査体制についてのお尋ねであります。農林系統の信用事業の監督・検査については、基本的には農林水産省主導で行っておりますが、大蔵省としても、今後とも監督・検査が効果的、効率的に行われますよう緊密な連携を図ってまいりたいと存じます。

次は、金融行政機構の改革との関係についてのお尋ねであります。金融行政機構の改革につきましても、迅速的確で責任のある行政、専門的人材の確保、行政改革の大原則など、検討すべきさまざまな論点ははば出尽くされておるものと存じます。しかしながら、現段階におきましては、農水大臣言われましたとおり、与党三党で検討が進められておるところでありますところから、私といたしましては、その議論を見守りたいと考えておるところであります。

最後に、農協及び農林中金の資金運用規制の緩和についてのお尋ねでございますが、今般の農協についての主たる資金運用規制の緩和は、組織二段階化に伴い信連の業務を引き継ぐ比較的大規模かつ経営基盤・審査体制の整備された農協、いわゆる指定農協と言われておりますが、について適用されるものでございます。

農林中金の資金運用規制の緩和は、農林中金の農林系統組織における資金の運用機関としての役割に着目したものであります。協同組織金融機関としての性格を要するものではございません。以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) しばらくお待ちください。答弁の補足があります。三塚大蔵大臣。

(国務大臣三塚博君登壇)

○国務大臣(三塚博君) 追加答弁をさせていただきます。

高橋議員の金融機関の不良債権問題の現状についてということですが、不良債権の総額や要処理見込み額はともに減少してきておるものと考えております。金融機関全体としてはこの問題を克服する能力を持っていると思われませんが、個別あるいは業態別に見た場合には、真剣に考えていかなければならないところも残されておると考えられるところであります。

金融機関が仮に破綻した場合には、さまざまな状況を総合的に勘案いたしまして対応してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしまして、今後とも預金者保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいりたいと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 須藤美也子君。

(須藤美也子君登壇、拍手)

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表いたしまして、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案と農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今、日本農業は危機的な状況にあります。WTO協定受け入れによる米を初め農畜産物市場の全面的な輸入自由化や、新食糧法によって政府買い入れ米価の一・一%引き下げ、自主流通米価格の下落、減反の押しつけなどが農家経営の困難を一層深刻なものにしています。にもかかわらず、総理は、国会の所信表明の中で農業については一言も触れませんでした。日本農業新聞が、「首相

が農業にそっぽを向き、基本姿勢やビジョンを何も語らなかったことは、農業分野への冷淡さを露呈したと受け取られても仕方がない」と論評したほどであります。

私は、さきにローマで開かれた世界食糧サミットに参加してきましたが、飢餓、栄養不足にあえぐ八億人を超える人口を二〇一五年までに半減させるために、主要食糧を含む食糧の増産に着手することなどを内容とするローマ宣言と行動計画が採択されました。

総理、我が国はWTO協定を受け入れて農畜産物市場を全面的に開放した結果、食糧自給率では世界でも百六十三か国中百四十三番目で、最低の水準になっております。このような国際的な立場からも、さらに国民の食糧の安定供給という基本的な問題から見ても、今、我が国の農政に求められていることは、国内農業生産の発展、食糧自給率の向上に全力を挙げることにあると考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、日本農業の衰退は農協の経営にも重大な問題をつくり出しています。住専問題で明らかにしたとおり、系統農協の金融機関が農業とは全く関係のない住専などへ貸し込んで投機的なやり方に走ったのは、農協の原点を逸脱した経営に責任があります。しかし、同時にその背景として、二七%という極めて低い貯蓄率にもあらわれているように、資金の貸出先がないほど農業を衰退させてきたことが指摘されています。日本を世界一の食糧輸入国にしてしまいうほど日本農業を後退させてきた農政のあり方こそ厳しく問われなければなりません。あわせて総理の見解を求めます。

次に、本法案について質問いたします。

第一に、今、行政と系統組織は、一体となつて上から押しつける形で、現在二千二百四十二ある農協を二〇〇〇年までに五百五十の農協に広域合併しようとしています。しかし、広域合併によつて支所などの統廃合と職員の削減により、最も大切な営農指導や経済事業が弱まっているのが現状です。農水省の調査でも明らかのように、こうした大規模農協ほど組合員の利用率は低下し、信用事業においても経営が健全だと言えない状態になっていきます。

施設・店舗の効率化と不採算部門の切り捨てによつて、農家の農協離れが進んでいます。地域農業の発展にとつても深刻な事態となつていきます。このような現状をこれよりよく考えておられるのか、農水大臣の見解をお聞きいたします。

第二は、農協の業務執行体制にかかわつて経営管理委員会を導入することです。特に問題なのは、経営管理委員会は農協の代表権を持つ理事を選任し、その理事は正組合員に限らずともよく、資格は問わないというものです。その結果、正組合員でない実務家、例えば金融機関から出向した者やOBなどが理事となり農協の業務を執行することができるようになります。これでは、企業のやり方を農協に持ち込み、組合員こそ主人公とする原点を大きく後退させることにはなりません。

このことは、「組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない」と定めている農協法第八条の基本理念に反するものではありませんか。農政審議会に基づく「経営の合理化・効率化」という名目で、生き残るためなら農協も民間企業

に負けない企業になれば、そのためには農協本来の原点をゆがめてもよいということにつながるのではありませんか。農水大臣の明確な答弁を求めます。

第三に、今回の改正で農林中金は海外のどのような企業・団体等への貸し出しもできることとなります。しかし、農林中金自身も、みずから設立した住専を破綻させ、その他の住専七社に対しても八千億円を超える融資を行い、重大な社会問題となりました。まず、その経営責任が厳しく問われるべきであります。その責任を農水大臣はどのように認識しているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

そして、今回の措置は、国際金融市場において農家等から預かった資金をますます投機的に運用し、リスクの拡大を招く危険があります。そうならない保証はあるのですか。農水大臣の答弁を求めます。

第四に、農林中金と信連との合併・事業譲渡についてです。

農水大臣は、信連が抱える膨大な不良債権の処理について、不良債権は農協系統内で適切に処理されるものと答弁していますが、農家組合員に負担を押しつけないようにすべきだと考えます。明確に答弁してください。

また、農政審議会では、合併等による信連職員などの人減らし合理化を、統合に当たつて満たすべき基準として作成するよう求めています。このため、関係する労働者から雇用不安の声が上がつています。合併等に当たっては、雇用の確保を図り、労働強化にならないようにすべきです。組合員こそ主人公という農協の原点を發展させ、協同

の力で組合員の要求を実現していくべきであります。あわせて答弁を求めるものであります。

最後に、私は、今こそ日本農業再建のためにWTO協定を改定し、食糧自給率を高めることが真の食糧安全保障であり、国際貢献につながるものであることを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(橋本龍太郎君) 須藤議員にお答えを申し上げます。

まず、国内農業生産に対する取り組みについてであります。中長期的な世界の食糧需給については、需要面、生産面で不安定な要素があり、逼迫する可能性もあると考えております。したがつて、今後の農政の推進に当たりましては、国内生産体制を強化し、それに加え、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより食糧の安定供給確保を図つてまいりたいと考えております。

次に、農政のあり方につきましては、農業政策についてはこれまでそのときそのときの情勢に対応しつつ各般の施策を展開してまいりました。今後とも、我が国経済社会の成熟化、国際化が進む中で、農業農村が着実に發展していけるよう努力をしてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣藤本孝雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(藤本孝雄君) 須藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農協合併についてのお尋ねであります。合併に当たりましては、農協と組合員の結びつきを強め、また、組合員ニーズに応じた営農指

導を行うなど、地域農業の発展に資するよう配慮すべきであると考えております。

次は、経営管理委員会制度についてのお尋ねであります。組合員代表から成る経営管理委員会が業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事を任命いたしました日常業務執行を行わせるものであります。農協は、御指摘のように、組合員のものであるということをごいまして、この協同組織性を堅持しながら的確なマネジメントを行うためのものであると考えております。

次は、住専に関する農林中金の経営責任についてのお尋ねであります。系統が設立した住専につきましては、農林中金が中心となつてみずからの責任において経営改善に取り組んでいるところであります。また、その他の住専につきましては、農林中金はその経営に全く関与してこなかったことから、農林中金にその経営責任を問うことはできないと考えております。

次は、農林中金の非居住者貸し出しについてのお尋ねであります。農林中金は審査体制の充実強化に努めていることから、非居住者貸し出しのリスク防止が図られているものと考えております。

次は、信連の不良債権の処理についてのお尋ねであります。これにつきましては、農協系統内で十分に協議が行われ、適切に処理されるべきものと考えております。

最後に、合併等に伴う信連職員等の雇用問題についてのお尋ねであります。この問題につきましては、労使間で十分協議されるべきものと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 国井正幸君。

(国井正幸君登壇、拍手)

○国井正幸君 私は、民主党・新緑風会を代表して、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案並びに農業協同組合法等の一部を改正する法律案について、橋本内閣総理大臣及び農林水産大臣に質問を行います。

我が国農業は、国際化の進展や農畜産物価格の低迷、さらには米の需給不均衡による生産調整の実施、後継者不足と農業従事者の高齢化など大変厳しい状況にあります。特に中山間地域においては、規模拡大の困難さと相まってこの傾向は顕著であります。こうした状況の中において、安全な食糧の安定的確保はもちろんのこと、農林業の持っている国土保全機能や環境浄化機能など多面的な機能を再評価し、我が国農業を再生させるため、明確な将来ビジョンに基づく「新たな農業・農村基本法」の制定が各方面から強く求められているところであります。

さきの食糧サミットでも明らかなように、二十世紀における国際政治の最大の課題の一つが人口と食糧問題であると言われている中において、食糧の安定確保対策を含め、我が国農業の将来像を明示した新たな農業・農村基本法の制定要望に對しどのようにお考えか、まず橋本内閣総理大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、農協系統は、厳しい農業情勢の中において農業者の自主的な協同組織として、農家組合員の社会的、経済的地位の向上を目指し、懸命の努力をされているところであります。そして、経済事業、信用事業、共済事業、指導・利用事業などを総合的に行うことによって、農業の振興はもち

ろんのこと、地域社会の発展のためにも大きな役割を果たしてきているところであります。

しかし、農協系統も、農業農村の変化や金融の自由化など社会経済情勢が変化することによって、これまで大きく変革を迫られていることも事実であります。したがって、全国農業協同組合中央会を中心にJA改革本部を設置し、単位農協の合併促進と組織二段階への統合を柱としたJA改革要綱を設定するなど、組織整備、経営の改善改革に取り組んでいるところであります。私はこれを基本的に評価するものであります。しかし、農協の大型合併などにより、農協と農家組合員との結びつきの希薄化や、事業分量の増大による経営管理体制のさらなる強化など、早急に解決をしなければならぬ課題が山積しているのも事実であります。

また、農協の地域社会における今日の存在を考えたとき、その社会的責任は極めて重大であり、特に信用事業を行う以上は、業務執行体制の強化、自己資本・内部留保の充実、員外監事の設置と外部監査の実施、そしてディスクロージャーの実行といった点で他の金融機関と同等の措置を講じることが、我が国金融システムの一員としてこれまた必要なことであります。

そうした意味で、このたびの法改正は時宜にかなったものであり、一定の評価をしたいと存じますが、以下何点かについてお伺いをしたいと存じます。

まず、経営管理委員会制度の選択的導入について伺います。

業務執行体制の強化を図るため、経営管理委員会を選択的に導入できるようにしたわけでありますが、平成四年の法改正で、同様の目的のもと、

員外理事の登用の枠を三分の一まで拡大したところでありますが、現実には員外常勤理事は一組合当たりわずか〇・一人にとどまっているという状況にあります。協同組合の自主性にかんがみ、可能規定であることはよしとしても、法改正の趣旨に照らし、甚だ遺憾であると考えます。経営管理委員会制度の導入と員外理事登用に對する農林水産省の指導方針について伺います。

次に、経営の健全性を確保するため員外監事を必ず置くことを義務づけ、もろもろ規定しているところでありますが、その具体像は必ずしも明確ではないと考えます。経営の健全性といった観点からすると、むしろ公認会計士または監査法人の監査を義務づけた方がよりの確ではないかと考えますが、なぜそうしなかったのか、その理由をお伺いいたします。

第三点は、農林中央金庫法の改正について伺います。

私は、連合組織は農協の補完機能であるとの協同組合論からして、農林中央金庫を農協法に基づく協同組合組織に改組すべきと考えておりますが、それはさておき、農林中央金庫はとかくお役所だとの風評を耳にいたしております。理事の構成を調べてみると、十七名中、会員からの組織代表は四名、他の十三名は、農林水産省、大蔵省、日本銀行のOB、そして農林中央金庫のプロパーということであります。これでは会員の意思を十分に反映し得る執行体制とは言えないのではないかと考えます。

私は、農協は組合員のものである、そして連合会は会員のものであるとの協同組織性を堅持しつつ、より高度な、より専門的な業務を的確に執行

し会員並びに組合員の負担にこたえるためには、役員候補を推薦するだけの現行の農林中央金庫の管理委員会では不備であると考えております。よりの会員の意思を経営全般にわたり反映させるためには、少なくともこのたびの改正農協法に定める経営管理委員会程度の機能を、定款ではなく法律に明記して付与すべきと考えております。

さらにつけ加えるならば、農林中央金庫法第十二条に定める審議委員会こそ、その任務にかんがみ、高度な専門的知識を持った有識者を充て、経営の健全性を確保すべきと考えております。

このたびの農林中央金庫法改正は、非居住者向け貸し出し規制の緩和などであり、農業協同組合組織である信連と合併をするという現実に照らし、農協法改正の趣旨が農林中央金庫法の改正に生かされていないと考えております。

大臣の率直な御答弁をお願いし、農業協同組合組織のさらなる健全な発展を祈念し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 国井議員にお答えを申し上げます。

私への御質問は、一問、新たな農業・農村基本法の制定要望についてどう考えているかということであります。

農業農村をめぐる情勢の変化、これは議員御自身も御指摘になりました。新たな時代に対応し得る食料・農業・農村政策の構築に向け、新たな基本法の制定に向けまして、本格的な検討が行われております。

なお、食糧の安定確保につきましては、昨年のAPERC経済首脳行動宣言におきましても、ア

シア太平洋地域において急増する人口及び急速な
経済成長により食糧への負担が急激に増大すると
予想されるところでありまして、今後の
農政の推進に当たりましては、国内生産体制を強
化しながら、これに加えて輸入及び備蓄を適切に
組み合わせることによって食糧の安定供給確保を
図ってまいりたい、そのように考えております。
残余の質問につきましては、関係大臣から御答
弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣藤本孝雄君登壇、拍手)

○國務大臣(藤本孝雄君) 国井議員の御質問にお
答えをいたします。

まず、経営管理委員会制度についてのお尋ねで
ございました。

この制度は、協同組織性を踏まえ、的確なマネ
ジメントを行うことをねらいとしておりまして、
制度の普及と実務家理事の登用など適切な運用に
努めてまいりたいと思っております。

次に、監査体制についてのお尋ねであります
が、これを強化するため、先ほど御答弁申し上げ
ましたように、監査のノウハウを有し、監査士資
格者が千三百人おります中央会監査をさらに公認
会計士の関与によりましてレベルアップをした上
で、中央会監査を農協に義務づけることとしたも
のであります。

最後に、農林中金への経営管理委員会制度の導
入についてのお尋ねであります。農林中金につ
きましては、既に制度上、実態上、会員の意思を
反映しながら実務家が日常的業務執行に当たるこ
うの体制が確立しているものと考えております。
(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたし
ました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

議員
小川 勝也君 渡辺 孝男君 末広真樹子君 福本 潤一君 椎名 素夫君 西川 玲子君 益田 洋介君 常田 享詳君 菅川 健二君 海野 義孝君 戸田 邦司君 都築 讓君 石田 美栄君 横尾 和伸君 浜四津敏子君 直嶋 正行君 武田 節子君 牛嶋 正君 白浜 一良君 勝木 健司君 星野 明市君 片上 公人君
魚住裕一郎君 田村 公平君 大森 礼子君 山本 保君 江本 孟紀君 阿曾田 清君 和田 洋子君 鈴木 正孝君 市川 一朗君 小山 峰男君 小林 元君 荒木 清寛君 山崎 順子君 山下 栄一君 釘宮 馨君 統 訓弘君 寺澤 芳男君 泉 信也君 広中和歌子君 猪熊 重二君 木暮 山人君 及川 順郎君

石井 一二君 永野 茂門君 畑 恵君 水野 誠一君 矢田部 理君 奥村 展三君 岩永 浩美君 平田 健二君 小山 孝雄君 高橋 令則君 水島 裕君 龜谷 博昭君 景山俊太郎君 北澤 俊美君 二木 秀夫君 石渡 清元君 寺崎 昭久君 足立 良平君 松浦 孝治君 永田 良雄君 平井 卓志君 吉田 之久君 林田悠紀夫君 鈴木 省吾君 西田 吉宏君 上野 公成君 山本 一太君 松村 龍二君 平田 耕一君 吉村剛太郎君 山崎 正昭君 田浦 直君
鶴岡 洋君 栗原 君子君 芦尾 長司君 大野つや子君 山口 哲夫君 堂本 曉子君 林 久美子君 北岡 秀二君 鈴木 政二君 今泉 昭君 岩瀬 良三君 金田 勝年君 風間 昶君 長谷川 清君 鴻池 祥肇君 鎌田 要人君 木庭健太郎君 田村 秀昭君 野沢 太三君 鈴木 貞敏君 林 寛子君 大久保直彦君 前田 勲男君 野村 五男君 服部三男雄君 岡 利定君 三浦 一水君 保坂 三蔵君 塩崎 恭久君 溝手 顯正君 加藤 紀文君 狩野 安君

関根 則之君 矢野 哲朗君 佐藤 静雄君 南野知恵子君 陣内 孝雄君 中曾根弘文君 須藤良太郎君 吉川 芳男君 青木 幹雄君 上杉 光弘君 久世 公堯君 高木 正明君 大木 浩君 坂野 重信君 佐々木 満君 井上 裕君 笠原 潤一君 橋本 聖子君 馳 浩君 大脇 雅子君 武見 敬三君 中島 真人君 谷本 鶴君 海老原義彦君 阿部 正俊君 鈴木 栄治君 淵上 貞雄君 成瀬 守重君 坪井 一字君 河本 英典君 三重野栄子君 志村 哲良君
尾辻 秀久君 松谷善一郎君 野間 越君 鹿熊 安正君 斎藤 文夫君 石川 弘君 片山虎之助君 竹山 裕君 下稲葉耕吉君 宮崎 秀樹君 倉田 寛之君 遠藤 要君 村上 正邦君 井上 吉夫君 岩崎 純三君 太田 豊秋君 上吉原一天君 林 芳正君 長峯 基君 藁科 満治君 谷川 秀善君 中原 爽君 清水 澄子君 岩井 國臣君 横崎 泰昌君 清水 達雄君 千葉 景子君 大島 慶久君 真島 一男君 前川 忠夫君 小野 清子君 木宮 和彦君

守住 有信君 鈴木 和美君 宮澤 弘君 井上 孝君 松浦 功君 岡野 裕君 岡部 三郎君 齋藤 勤君 西川 潔君 上山 和人君 峰崎 直樹君 島袋 宗康君 菅野 壽君 今井 澄君 山田 俊昭君 一井 淳治君 山本 正和君 伊藤 基隆君 西山登紀子君 角田 義一君 梶原 敬義君 竹村 泰子君 筆坂 秀世君 村沢 牧君 本岡 昭次君 橋本 敦君 久保 亘君 瀬谷 英行君 武田邦太郎君 藤澤 弘君 上田耕一郎君		真鍋 賢二君 松前 達郎君 嶋崎 均君 板垣 正君 石井 道子君 大河原太一郎君 田沢 智治君 国井 正幸君 山下 芳生君 日下部禮代子君 中尾 則幸君 笠井 亮君 大淵 絹子君 朝日 俊弘君 阿部 幸代君 渡辺 四郎君 川橋 幸子君 佐藤 道夫君 須藤美也子君 及川 一夫君 笹野 貞子君 緒方 靖夫君 吉川 春子君 菅野 茂君 有働 正治君 吉岡 吉典君 田 英夫君 菅野 久光君 小島 慶三君 立木 洋君		國務大臣 内閣総理大臣 橋本龍太郎君 大蔵大臣 三塚 博君 農林水産大臣 藤本 孝雄君 農林水産省経済局長 堤 英隆君		議長の報告事項 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 岡野 裕君 補欠 上吉原一天君 （国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの） 地方行政委員 辞任 朝日 俊弘君 補欠 朝日 俊弘君 法務委員 辞任 田 英夫君 補欠 照屋 寛徳君 外務委員 辞任 照屋 寛徳君 補欠 田 英夫君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際問題に関する調査会委員 辞任 松前 達郎君 補欠 梶原 敬義君		同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 齋藤 勤君（齋藤勤君の補欠） 地方行政委員会 理事 大淵 絹子君（谷本親君の補欠） 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案 特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案 防衛庁の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律 特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律 防衛庁の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律		検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律 同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁長官荒井寿光君（十一月二十九日議長承認）を、第百三十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 上吉原一天君 補欠 岡野 裕君 朝日 俊弘君 菅野 茂君 地方行政委員 辞任 菅野 茂君 補欠 朝日 俊弘君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際問題に関する調査会委員 辞任 山崎 力君 補欠 木庭健太郎君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 同和对策基本法案（中井治君外十四名提出）（衆第一一号） 同日内閣から、国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成八年十一月七日から同年十一月二十八日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。 同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省経済局長野上義二君の第百三十九回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。	
--	--	--	--	---	--	---	--	---	--	--	--

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十九回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省経済局長事務代理 小野 正昭君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理小野正昭君(同日議長承認)を、第百三十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

鴻池 祥肇君

補欠 竹山 裕君

清水 達雄君

香掛 哲男君

浜四津敏子君

及川 順郎君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

木庭健太郎君

補欠 山崎 力君

堀原 敬義君

松前 達郎君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会

理事

赤桐 操君 (松前達郎君の補欠)

理事 武田邦太郎君

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された次の議案を行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託した。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(小沢一郎君外二十六名提出)(衆第一号)

地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案(小沢一郎君外二十六名提出)(衆第二号)

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

香掛 哲男君

補欠 小山 孝雄君

及川 順郎君

浜四津敏子君

田村 秀昭君

鈴木 正孝君

山本 正和君

及川 一夫君

上田耕一郎君

筆坂 秀世君

決算委員

辞任

筆坂 秀世君

補欠 上田耕一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事

前川 忠夫君 (及川一夫君の補欠)

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

阪神・淡路大震災の被災世帯に対する特別見舞金の支給等に関する法律案(石井一君外十名提出)

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

小山 孝雄君

補欠 香掛 哲男君

鈴木 正孝君

木暮 山人君

及川 一夫君

山本 正和君

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

菅野 茂君

補欠 菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

菅野 久光君

法務委員

辭任 補欠

菅野 茂君 菅野 久光君

同日議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辭任 補欠

查掛 哲男君 山本 一太君
角田 義一君 三重野栄子君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国民生活・経済に関する調査会

理事 日下部禧代子君 (三重野栄子君の補欠)

理事 朝日 俊弘君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律案(閣法第一〇号)

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

人権擁護施設推進法案(閣法第二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一三三号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(松本善明君外二名提出)(衆第一四号)

政党助成法を廃止する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一五号)

国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(松本善明君外一名提出)(衆第一六号)

情報公開法案(松本善明君外一名提出)(衆第一七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(小沢一郎君外二十五名提出)

地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案(小沢一郎君外二十五名提出)

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十二月二十四日任期満了による再任)
佐藤 一男
住田 健二
(同日任期満了の内藤奎爾の後任)
松原 純子

同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したので、科学技術会議設置法第七條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(十二月二十四日任期満了による再任)
熊谷 信昭

同日内閣から、左記の者を臨時大深度地下利用調査委員会に任命したので、臨時大深度地下利用調査会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記
(六月二十一日死亡の岸谷孝一の後任)
菅原 進一

同日内閣から、左記の者を国会等移転審議会委員に任命したので、国会等の移転に関する法律第十五條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

新井 明

有馬 朗人

池口小太郎

石井 進

石井 威望

石井 幹子

石原 信雄

宇野 收

海老沢勝二

下河辺 淳

寺田千代乃

中村 桂子

中村 英夫

野崎 幸雄

平岩 外四

堀江 湛

牧野 洋一

溝上 恵

宮島 洋

鷲尾 悦也

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月十五日任期満了による再任)
柴田 章平

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査委員会に任命したので、公害健康被害の補償等に関する法律百十三條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)
入山 文郎

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査委員会に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)
加藤 陸美

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の堀雄の後任)
田本 勇

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)
増井 清彦

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)
増井 清彦

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)
増井 清彦

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)
増井 清彦

同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

古賀 章介

(同日任期満了の三橋昭男の後任)

塚本 宏

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了の石山陽の後任)

村田 恒

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月六日任期満了の佐藤昭一の後任)

奥田 正司

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十一日任期満了の中村紀伊の後任)

加藤 秀俊

(同日任期満了の草柳大蔵の後任)

櫻井 孝顯

(同日任期満了の松山公一の後任)

尚 弘子

(同日任期満了による再任)

中村 桂子

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(十二月二十四日任期満了による再任)

加藤 繁夫

(同)

川西 利興

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成七年度(出納整理期間を含む)における予算使用の状況の報告を受領した。

平成八年十二月十六日 参議院会議録第五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目三番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4204
定 価	本号一冊 一〇〇円 送料別